

## 入札・契約制度の改正について

本市の建設工事及び建設工事関連業務委託について、入札・契約制度の適正化及び公共工事の品質確保を図るとともに、地元建設業の振興と地域経済の活性化に配慮し、平成26年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから次のとおり改正します。

### 1 建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部見直しについて

#### (1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定

現行	改正後
<p>①<u>直接工事費の95%</u>                      (ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%の95%)</p> <p>②<u>共通仮設費の90%</u></p> <p>③<u>現場管理費の70%</u></p> <p>④<u>一般管理費の30%</u></p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～④の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の<math>\frac{7}{10} \sim \frac{9}{10}</math>の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p>なお、解体工事は別途定める(非公表)。</p>	<p>①<u>直接工事費</u>                      (ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%)</p> <p>②<u>共通仮設費</u></p> <p>③<u>現場管理費の80%</u></p> <p>④<u>一般管理費の35%</u></p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～④の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の<math>\frac{8.9}{10} \sim \frac{9}{10}</math>の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>

#### (2) 調査基準価格を下回った場合の数値的判断基準の算定

現行	改正後
<p>下記項目の(1)～(4)に一つでも該当しないときは失格とする。</p> <p><b>【項目別基準】</b></p> <p>(1)直接工事費の75%(ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の95%の75%)から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(2)共通仮設費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(3)現場管理費の70%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>(4)一般管理費の30%から1万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p>	<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当しないときは失格とする。</p> <p><b>【項目別基準】</b></p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

<p>【総額基準】</p> <p>新設</p>	<p>【総額基準】</p> <p>(5)入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤を減じた額又は⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額から 1 万円未満の端数を切り捨てた額以上である。</p> <p>①直接工事費（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の 95%）</p> <p>②共通仮設費</p> <p>③現場管理費の 80%</p> <p>④一般管理費の 35%</p> <p>⑤工事価格の 3%</p> <p>⑥直接工事費 95%（ただし、建築工事及び設備工事は、直接工事費の 95%の 95%）</p> <p>⑦共通仮設費 90%</p> <p>⑧現場管理費の 80%</p> <p>⑨一般管理費の 30%</p>
-------------------------	--

(3) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用工事

	現行	改正後
低入札価格調査制度	<p>次のいずれかに該当するとき。</p> <p>①競争入札に付する予定価格 <u>3,000 万円</u>以上の建設工事（<u>解体工事を除く</u>）</p> <p>②総合評価落札方式によるもの（<u>解体工事を除く</u>）</p> <p>ただし、足利市建設工事請負人等選考委員会において認める場合には、最低制限価格制度を適用することができる。</p>	<p>次のいずれかに該当するとき。</p> <p>①競争入札に付する予定価格 <u>5,000 万円</u>以上の建設工事</p> <p>②総合評価落札方式によるもの</p> <p>ただし、足利市建設工事請負人等選考委員会において認める場合には、最低制限価格制度を適用することができる。</p>
最低制限価格制度	<p>低入札価格調査制度の適用を受ける工事を除く、競争入札に付するすべての建設工事</p>	<p>変更なし</p>

2 建設工事関連業務委託への最低制限価格制度の導入について

(1) 最低制限価格の算定

現行	改正後
<p><u>新設</u></p>	<p>ア 測量業務</p>
	<p>①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の55%</p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～③の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の6/10～8.2/10の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>
	<p>イ 建築関係建設コンサルタント業務</p>
	<p>①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費 ④諸経費55%</p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～④の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の6/10～8.2/10の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>
	<p>ウ 土木関係建設コンサルタント業務</p>
<p>①直接人件費 ②直接経費(積上計上) ③その他原価の90% ④一般管理費の45%</p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～④の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の6/10～8.2/10の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>	
<p>エ 地質調査業務</p>	
<p>①直接調査費 ②間接調査費 ③解析等調査業務費の70% ④諸経費の50%</p> <p>最低制限価格(税抜き)は、①～④の合計額(ただし、予定価格(税抜き)の2/3～8.5/10の範囲)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>	

	<p>オ 補償関係コンサルタント業務</p>
	<p>①直接人件費          ②直接経費（積上計上）          ③その他原価の90%          ④一般管理費の45%          最低制限価格（税抜き）は、①～④の合計額（ただし、予定価格（税抜き）の6/10～8.2/10の範囲）から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>
	<p>カ その他業務（建設工事と積算体系が同じもの）</p>
	<p>①直接工事費          ②共通仮設費          ③現場管理費の80%          ④一般管理費の35%          最低制限価格（税抜き）は、①～④の合計額（ただし、予定価格（税抜き）の8.9/10～9/10の範囲）から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>
	<p>キ その他業務（積算体系がア～オの建設工事関連業務委託と同じもの）</p>
	<p>該当する積算体系により、ア～オのいずれかの規定によるものとする。          （ただし、予定価格（税抜き）の8.9/10～9/10の範囲）から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>

### 3 指名競争入札の対象範囲の拡大について

#### (1) 指名競争入札の対象範囲

当分の間、入札事務の効率化による事業の早期着手を図るため、指名競争入札の対象範囲を拡大する。

	現行	改正後
建設工事及び 建設工事関連業務委託	予定価格 5,000,000 円未満	予定価格 20,000,000 円未満

#### (2) 工事質問書

対象範囲の拡大に伴い、指名競争入札についても設計図書に関する質問を受付けることとする。質問書提出方法や提出期間などについては、指名通知に併せて明示する。